

事務連絡
令和3年4月7日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 山内 隆司 殿

国土交通省不動産・建設経済局
国際市場課長

建設分野における外国人材の受入れに係る制度周知について（依頼）

平素より、建設分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れにご協力を賜り、ありがとうございます。人手不足が深刻な建設業においては、即戦力人材としての外国人材の活用が多いに期待されております。こうした中、新しい在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが平成31年4月に始まり、令和3年2月末現在、既に1,837名の特定技能外国人の方が建設現場で働いておられます。

建設分野における特定技能外国人の受入れについては、業界団体による一般社団法人建設技能人材機構（JAC）を中心に、先般、特定技能制度の本格的な運用を開始したところであり、今後、できるだけ多くの建設企業に制度を有効に活用いただきたいと考えております。

具体的には、昨年8月、求人求職マッチング実施のため、JACが国内において特定技能としての就労を希望する外国人を対象としたホームページを公開しました。

また、JACは、同じく昨年8月に建設分野初の特定技能評価試験（鉄筋継手職種）を富士教育センターで実施して以降、これまで計4回の国内試験を実施し、100名の方が合格されました。今年度も、様々な職種について国内試験を実施予定です。

一方、海外についても、フィリピンにおいて3月9、10日に電気通信職種の試験を実施し、5名の方が合格されました。また、ベトナムにおいて、2月下旬から鉄筋施工職種の技能訓練を開始し、3月23日には他分野に先立って同地初の特定技能1号評価試験を実施し、19名の方が合格されました。今後、他職種での試験実施を進めていくとともに、対象国の拡大を図っていく予定です。

また、特に、現に技能実習生等を受け入れている企業におかれては、この特定技能制度を利用すれば、実習終了後も引き続き実習生等に就労していただくことが可能になります。その場合、実習生等で国内に在留している間に特定技能への在留資格切替を行っていただくと企業の皆様に様々なメリットがあります。

建設分野における特定技能外国人の受入れにあたっては、企業と外国人材の信頼関係構築及び外国人材の適正な就労環境確保のため、各受入企業が制度の背景や仕組みをよく理解していただくことが重要です。元請事業者の皆様におかれましては、関係資料の共有や協力会単位での説明会の実施等を通じ、下請事業者への積極的な制度周知をお願いしたいと考えております。

ついては、貴連合会におかれましては、会員企業に対して、上記の旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ① 建設分野における外国人材の受入れ（国土交通省資料）
- ② 求人求職マッチングに係るプレスリリース（令和2年8月20日付）（国土交通省資料）
- ③ 説明会承ります（国土交通省資料）
- ④ 特定技能制度のご案内 日本在留中の切替がおすすめ！（JAC資料）